

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第73回）開催結果概要

1 日時

令和7年5月19日（月）午後2時30分から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

出井直樹、上塚真由、奥山信一、川出敏裕、島戸純、高取真理子、畑中良彦、
原琢己、山田文、山本和彦（座長）

（事務総局）

長田雅之（総務局総括参事官）、吉岡大地（総務局第一課長）、
綿引朋子（総務局企画官）、不破大輔（民事局第一課長）、
川瀬孝史（刑事局第一課長）、渡邊達之輔（行政局第一課長）、
遠藤圭一郎（家庭局第二課長）

4 報告及び意見交換等

（1）第11回迅速化検証の報告書案等について

綿引総務局企画官から、報告書案の全体構成が説明されたほか、今回も、報告書の公表に合わせ、詳細な統計資料をウェブにアップロードする予定であることが説明された。

（2）裁判手続のデジタル化の今とこれからについて

ア 事務総局からの説明

綿引総務局企画官から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の記述を改めるなどしたことが説明された。

イ 意見交換

（奥山委員）

- 裁判手続のデジタル化、特に mints の活用については、今後も推奨され、

また、浸透していくことを願っている。その上で、mintsの表記については、もう決まっていることではあるものの、例えば「OPEC」のように、正式名称の頭文字を用いて大文字で記載するのが世界的にも通例だと思うが、小文字の表記のままでいいのかという点と、「mint」という単語は既に存在しているが、特段問題はないのかという点に問題意識を持っている。

(長田総括参事官)

- 奥山委員が述べられたような御見解もあると思うが、mintsは既に運用を開始しており、ウェブサイト上でも公表している段階であるので、今から名称を変更することは困難であることをご理解いただきたい。

(山本座長)

- 貴重な御意見であるが、今の段階では名称の変更が困難であるということとは承知した。今後も、裁判所側においては、誤解が生じないように説明等を継続されたい。

(3) 民事第一審訴訟事件の統計データ分析について

不破民事局第一課長から、民事第一審訴訟事件の統計データに関し、新受件数は平成22年以降減少傾向にあったが、令和5年には増加に転じ、令和6年は14万1526件となっていること、既済件数は令和2年までは減少傾向にあったが、令和3年に増加し、それ以降はほぼ横ばいとなっていること、平均審理期間は平成22年以降おおむね長期化傾向にあるが、令和5年以降は令和3年、4年より短縮され、令和6年には9.2か月となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出る前の水準に戻ったこと、人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均審理期間の推移を見ると、手続全体としては長期化傾向にあり、令和3年以降はほぼ横ばいとなっているが、デジタル化を背景とした審理運営の工夫が進み、争いのあることが判明した事件については、第1回口頭弁論期日を経ることなく、最初からウェブ会議等も活用した争点整理が進められる事件が増加したことにより、訴え提起から第1

回口頭弁論までの期間が長期化した代わりに、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が短縮したことなどが説明された。

また、医事関係訴訟については、令和3年までの数年は新受件数が700件台で推移していたが、令和4年に645件に減少し、令和6年は令和4年と同水準で推移していること、平均審理期間は平成27年以降長期化傾向にあること、建築関係訴訟については、新受件数は令和3年までほぼ横ばい傾向であったが、令和4年に1819件に減少し、令和5年及び6年も令和4年と同水準で推移していることなども説明された。

続いて、渡邊行政局第一課長から、知的財産権訴訟について、新受件数は平成29年を除いておおむね500件から600件で推移しており、令和6年は464件であったこと、平均審理期間は平成24年以降短縮傾向にあったが、令和元年以降やや長期化傾向にあり、令和6年は15.4か月となったことなどが説明された。

次に、労働関係訴訟については、新受件数は平成21年以降、3000件を超える高い水準で推移し、令和6年は4214件となったこと、平均審理期間は平成22年以降長期化しているが、これについては、近時の新受件数の増加傾向や事件の複雑困難化に伴う争点整理期間の長期化が影響しているものと考えられ、令和6年は16.1か月であり、前年の17.9か月から短縮したものの、引き続き動向を注視する必要があること、労働審判事件については、令和6年の平均審理期間は96.7日であり、前年の90.8日からは長期化しているが、全体の約5割（49.9%）の事件が3か月以内に終局していることなどが説明された。

さらに、行政事件については、新受件数は平成4年以降、増加傾向で推移してきたが、平成27年の2486件をピークに減少傾向に転じ、平成30年以降は2000件を下回る件数で推移し、令和6年は1746件であったこと、平均審理期間は、平成18年以降、14か月から15か月程度で推移し、令和

元年からは長期化傾向にあったものの、令和6年は14.8か月と前年より短縮したことなどが説明された。

(4) 民事実情調査について

ア 事務総局からの説明

不破民事局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の記述を改めるなどしたことが説明された。

イ 意見交換

(山田委員)

○ 報告書案の内容に異論はない。その上で、実情調査等で、法曹関係者の話を聴くと、口頭協議におけるノンコミットメントルールについて、代理人が色々と心配をしているような印象を受けた。具体的には、ノンコミットメントルール下における代理人の発言等、例えば、「投稿」という新しい機能を使ってのウェブ上での発言等について、何がどのような形で最終的な記録として残っていくのかということが挙げられた。もちろん裁判所は、こういう形で記録にするとということで最後に確認を求めるだろうが、なおその辺りの心配があるだろうと思われる。また、口頭協議の段階では、撤回が自由であると言われていても、口頭協議が何回も行われてある程度のものできた段階においても撤回ができるのかといったような不安があるとの話を実情調査の際に聞いたので、ノンコミットメントルールの目的や効果について、裁判所と当事者が認識を共有できるようにするためのコミュニケーションが非常に重要なのではないかと、この報告書案でも強調していただくと有り難い。また、これのみならず、一覧表を作成する場合でも、これを何の目的で作成するのかといったことなどについて、丁寧なコミュニケーションを取ることが一層重要になると思われる。

(不破民事局第一課長)

○ 争点整理の充実という観点から、デジタル化を契機として、口頭協議の

取組を各庁で進めているものと承知しており、それが争点整理の充実につながっていれば、審理期間の短縮につながるのではないかと考えている。そうした中で、山田委員から御指摘いただいたように、撤回の問題も含め、記録にどういう内容を残していくのかを、最近の実務のやり方を踏まえて更に検討していく必要があるし、争点整理の充実のためには、裁判所と当事者との間でコミュニケーションを充実させることが重要だということは揺るがないのだろうと思う。今後、デジタル化が進展する中で、争点整理の課題ということで、報告書案の「今後に向けての検討」にも記載したが、争点整理の充実に向けての取組が更に進んでいくことを期待している。また、一覧表についても、一覧表を作成することが目的なのではなく、認識共有を図る手段として使われているものと承知しており、その点について更に実務的に検討をなすべきものと考えている。

(奥山委員)

- 内容というより表現の問題であるが、報告書案の「検証検討会での議論」の中で、いくつか「指摘があった」という表現がされている。例えば、mintsの活用について、迅速化のみならず裁判の質の向上にも資するとの「指摘があった」という表現であるが、これは非常にポジティブな意見であるのに、「指摘があった」と記載されると、ネガティブな意見のように見えて分かりにくくなるので、「といった見解が示された」や、「と期待できるという意見があった」など、ポジティブな意見であることが分かるような記載にした方がいい。あるいは、少しでも懸念点を含んでいるということであれば、「指摘があった」という表現でも問題ないが、懸念点を含んでいるということか。

(不破民事局第一課長)

- 奥山委員が御指摘になった箇所は2つの段落に分けられており、前段はどちらかという前向きなコメント内容をまとめたものである。そこでは、

今、奥山委員が述べられたように、迅速化に資するだけでなく、審理の質の向上にも資するという前向きなコメントや、合議の活性化も期待できるという前向きなコメントが記載されている。後段には、mintsとウェブ会議のアプリケーションの使い分けなどについて、一部の裁判官の個人的な工夫にとどまっているのではないかという現在進行形の課題があるとの指摘がなされたことを記載している。ただ、いずれにしても、奥山委員が御指摘になった箇所は「裁判所としては今後、裁判所と弁護士が協力しながら、デジタルツールを活用した効率的な審理を裁判実務に普及させる取組が重要であることに異論はなかった。」という記載となっている。

(山本座長)

- 奥山委員の御指摘としては、「意見があった」、「指摘があった」というのは、ネガティブな内容を指摘されたときに使う表現であるから、記載ぶりを検討されたいということによろしいか。

(奥山委員)

- 「指摘があった」というのはネガティブな内容のときに使う言葉なので、記載ぶりとしては、「という見解が示された」など、良い見解が示されたことが分かる記載にした上で、そうではあってもこの点については気をつけようということがより伝わるような記載にしていただくと、mintsの運用が上手く行ってほしいという我々の気持ちも伝わるのではないかと思う。

(山本座長)

- 今の奥山委員の御指摘を踏まえて、記載ぶりについて、もう少し検討されたい。

(不破民事局第一課長)

- mintsについては、そうした記載ぶりとなるように、いただいた御指摘を踏まえて検討させていただきたい。

(原委員)

○ ノンコミットメントルールについて、裁判所と当事者のコミュニケーションが重要であるという山田委員の御意見に賛同する。ノンコミットメントルールに対する抵抗感や懐疑的な見方、あるいは、mints でデータを提出することについては、具体的に各当事者の代理人の立場からすると、自分が序盤の口頭協議で述べた内容がどういう風に使われるのか、あるいは、どういう効果をもたらすのだろうかということが心配になることがあり得ると思われる。どの事件で、どういう風にこのデータ等を使うかは、それぞれの裁判官が適切に判断するものと承知しているが、それを前提として、当事者の側から見て、提供するデータがどういう風に使われるか、述べる内容がどういう効果を持つのかを事前に理解できていれば、その辺りはスムーズに進むのではないかと思うので、裁判所と当事者のコミュニケーションの重要性を強調していただければ有り難い。

(5) 刑事通常第一審事件の統計データ分析について

川瀬刑事局第一課長から、刑事通常第一審事件全体について、新受人員は平成28年以降、令和4年までおおむね減少傾向が続いていたが、ここ2年は増加に転じ、令和6年は、令和4年よりも約1万人増加し、終局人員も新受人員の推移と同様の傾向となっていること、平均審理期間については、自白事件は引き続き長期化傾向にあり、否認事件は高止まりの状況が続いていることなどが説明された。

裁判員裁判対象事件の新受人員については、令和6年は令和4年よりも若干増加したものの、長期的には減少傾向にあり、終局人員の推移についても、新受人員の推移とおおむね同様の傾向にあること、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続期間の平均について、令和元年頃から否認事件及び自白事件のいずれも長期化傾向が続いており、令和5年は令和4年よりも若干改善したものの、令和6年はいずれも再び長期化したことなどが説明された。

(6) 刑事実情調査について

ア 事務総局からの説明

川瀬刑事局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の記述を改めるなどしたことが説明された。

イ 意見交換

(畑中委員)

- 報告書案の「検証検討会での議論」のところで、「コミュニケーション」と記載されているところがあるので、表記の訂正等を検討されたい。

(川瀬刑事局第一課長)

- 他の平仄も併せて確認し、適宜訂正させていただきたい。

(川出委員)

- 報告書案の「今後に向けての検討」の中に、「振り返りの会の成果が十分に共有されていない」との記載がなされているが、それ以前に、そもそも振り返りの会において当該事件における公判前整理手続が話題として取り上げられることが少ないという問題がある。そのことも明記した上で、それが振り返りの会で話題として取り上げられている場合であっても、その議論の結果があまり共有されていないというように、二段構えの記載にした方が正確ではないか。

(川瀬刑事局第一課長)

- 前回の報告書では、振り返りの会で議論することの有用性について記載していたところであり、今回の実情調査でも、振り返りの会において、公判前整理手続のことをそもそも明示的に取り上げられるかといった問題もあったかと思うので、御指摘を踏まえて検討させていただきたい。

(島戸委員)

- 今の点は、刑事局からの説明で十分かと思うが、実情を紹介すると、おそらくは、振り返りの会の場で公判前整理手続について十分に取り上げられることが多くなく、仮に取り上げたとしても、検察官、弁護人の立場が

ら、「いや、これは仕方ないです」、裁判官としても、「これは仕方ないです」ということで終わらせがちな面があったと思われる。今後は、もう一步踏み込んで、「もう少し具体的な方策はないだろうか」というところまで話を進めていき、その話を法曹三者の間で共有していく必要があると理解しており、大体このようなことが我々が考えている実情と思われる。

(川瀬刑事局第一課長)

- 報告書案の「実情調査の結果」にも記載したが、公判前整理手続の進行に課題はあるが、島戸委員が述べられたようなところまでは行えていないということが課題として浮かび上がったので、この点を踏まえた形で報告書案の記載を検討させていただきたい。

(7) 家事事件・人事訴訟事件の統計データ分析について

ア 事務総局からの説明

遠藤家庭局第二課長から、別表第一審判事件の新受件数は、相続放棄申述受理事件、後見等監督処分事件等の増加の影響により増加傾向にあり、別表第二事件の新受件数は調停事件を中心として高止まり傾向にあること、別表第二事件の平均審理期間について、審判事件は令和6年に短縮し、調停事件はコロナ禍の影響で令和2年に大幅に長期化し、以後は令和5年に若干短縮したものの、令和6年は横ばい傾向となっていること、一般調停事件については、新受件数が減少傾向にあり、平均審理期間はコロナ禍後の令和2年に大きく長期化し、令和4年にやや短縮して、その後は横ばいとなっていることなどが説明された。

続いて、今回の報告書案から新たに追加した統計項目である、一般調停事件の中で大部分を占める夫婦関係調整調停事件の平均期日間隔及び平均期日回数の推移について説明があり、平均期日間隔は、特にコロナ禍で長期化し、令和6年は前年と同じ1.9か月であり、コロナ禍前の水準にまで回復していない状況となっていること、平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で割って算出したものであり、審理期間には、取下げや調停に代わる審判等期日外で

終局した事件の期間も算入されているため、実際の期日間隔より少し長めの数値となっている可能性があることなどが説明された。

さらに、遺産分割事件については、新受件数が近年増加しており、平均審理期間は、コロナ禍を機に長期化したものの、近年は短縮傾向にあること、調停に代わる審判で終局した事件割合が近年増加していることから、遺産分割事件においては、調停に代わる審判が簡易迅速な紛争解決手段として積極的に活用されているとかがわれること、婚姻関係事件については、新受件数が令和2年以降減少傾向にあったものの、令和5年以降増加に転じ、平均審理期間は、コロナ禍後の令和2年に大きく長期化した後、令和4年は前年から短縮し、以後は横ばいとなっていること、子の監護事件については、新受件数が令和3年に大幅に増加したが、令和4年に大幅に減少し、長期的には緩やかな増加状況にあること、平均審理期間は長期化傾向にあったものの、令和6年は短縮したことなどが説明された。

最後に、人事訴訟については、新受件数は近年下げ止まり傾向にあり、平均審理期間は依然として長期化傾向にあり、長期化傾向の要因としては、財産分与の申立てのある離婚事件が特に長期化していることが考えられることなどが説明された。

イ 意見交換

(上塚委員)

- 報告書案の「図9 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（夫婦関係調整調停事件）」は、今回の報告書案から初めて掲載したとのことであるが、これまでも初めてのものについて、今回から掲載しているということを報告書には書いていないのか。今回の報告書から、この図は初掲載である旨を書くとは思うが、図9を初掲載した意義があると思うので、そういうものが報告書案にあった方が、最近の傾向というものがよく分かるのではないかと思う。

(遠藤家庭局第二課長)

- この期日間隔の短縮に向けた取組については、コロナ禍以降の期日間隔の長期化に対する取組として、前回の報告書公表より後に全国的に始められたものである。また、実情調査を実施した庁でも、期日間隔をどのように短くしていくかの検討がなされていた。そういったところもあり、今回図9という形で記載したところである。

(山本座長)

- 上塚委員の御指摘は、今回初めて図9のデータを掲載したので、そのことがより分かりやすくなるようにしていただきたいということではないか。実質は、家庭局が説明したように、実情調査でも期日間隔の問題は相当に御指摘をいただいていた問題であり、それを踏まえて、家庭局はこの図を掲載したと思うので、脚注に記載するなど、記載ぶりの工夫を検討されたい。

(遠藤家庭局第二課長)

- 御指摘を踏まえて記載ぶりを検討させていただきたい。

(出井委員)

- 上塚委員から御提言があった図9の期日間隔の問題は、審理の在り方にも関係するであろうし、当事者、代理人、調停委員、調査官等の関係者のアベイラビリティといった態勢の問題にも関係するところでもあり、かつ、当事者にとっては、期間全体の長さは当然のこと、どういう間隔で期日が入っていくのか、裁判所の調停の営みがどのように行われていくのかが、非常に大きな影響を及ぼすので、これは重要な指標であると思われる。そして、これが1.9か月という数値が出ていて、これは私が色々なルートから聞いていることからしても、大体2か月は期日が入らない、2か月経っても入らないこともあるということもよく聞くので、統計を取るとこのような数値になるだろうと思われる。そして、調停の営みが当事者から

どのように見えるのかということについては大事な問題であり、これは単に期日間隔を短くすればいいという訳ではないが、当事者が詰めて調停をやりたいときに、次の調停期日が2か月先になるというのは、当事者によっては耐え難いことだと思われるので、そこは今後も検証を続けていく必要があるかと思う。

(遠藤家庭局第二課長)

- 調停の機運というのも重要な指標であると考えており、引き続きこの点の検証検討を続けていく。

(奥山委員)

- 子の監護事件は、将来の子どもに影響を与えていくものであるため、社会的に重要であり、長期的に見ても重要なものと思う。それで、報告書案の子の監護事件に関する記載を見ると、平均審理期間は、令和5年は8.5か月で令和6年に8.3か月になったということで「令和6年は短縮に転じた。」、「短縮に転じた要因とは」という記載ぶりになっており、減ったことを非常に前向きに捉えている印象を受けるが、これで短縮に転じたといえるのか疑問がある。そして、子の監護事件の平均審理期間を表した図28を見ても、コロナ禍前の水準に戻らず、いまだにずっと高い状態のままではないかという印象を受ける。そのため、記載ぶりとしては、「やや減少が見られるが」といった記載とし、まだこのままでは駄目であるというニュアンスをもう少し含めると、社会的に警鐘を鳴らす意味でも良いと思われる。

(遠藤家庭局第二課長)

- 一般論として申し上げれば、子の監護事件の平均審理期間がこれで良いというものでないということは御指摘のとおりである。個々の事件に応じて、事件当事者の葛藤の高さ、度合いによって審理期間が区々になることもあるが、事件に応じて適正かつ合理的な期間での審理を目指していくべ

きことは間違いないので、御指摘を踏まえて記載ぶりの検討をさせていただきたい。

(山田委員)

- 子の監護事件及びそれ以外の事件についてもそうであるが、2点伺いたい。1点目は、調停が不成立になり審判移行した事件も図28の平均審理期間の中にカウントされているとのことであるが、仮にそういった移行事件が増えると、平均審理期間も延びるといった傾向があるのかどうかということである。2点目は、ようやくウェブ調停が始まって、上手くいけば将来的には、期日間隔も短縮していくのではないかとと思われるが、現在もこの統計においては、ウェブ調停かどうかということについては統計上の区別なく載せていて、その影響というのは直ちには明らかにならないという理解でいいのかということである。

(遠藤家庭局第二課長)

- 1つ目の御質問については、調停や審判の審理経過には、調停手続のみで完結しているもの、審判手続のみで完結しているもの、調停手続不成立で審判に移行し審判がされたもの、審判申立て後に逆に調停に付され調停が成立したもの、その他調停不成立により審判に移行したが改めて調停に付され調停が成立したもの、審判申立て後に調停手続に付されたが調停不成立によって審判に移行し審判がなされたものなど様々なバリエーションがある。調停、審判のそれぞれの平均審理期間の統計は、こういった審理経過を踏まえて算出されたものではないため、山田委員の御指摘のように、統計の取り方の問題として、調停の平均審理期間と審判の平均審理期間等を上手に比較することがなかなか難しいというところがある。

2つ目の御質問のウェブ会議の関係であるが、これは山田委員御指摘のとおりであり、現在のシステムでは、ウェブ会議実施の有無などについては項目として管理していないため、直ちにウェブ会議を実施したか否かの

別によって期日間隔を算定するということは今の統計の取り方、システム面での対応を含め、直ちには困難である。その上で、山田委員の御指摘を踏まえて、ウェブ会議の利用が期日間隔の短縮につながっているかどうかについては、各裁判所の実情等を把握するなどして引き続き注視し検討させていただきたい。

(山田委員)

- ウェブ会議は鳴り物入りで導入されたこともあり、また、どのような方法で期日を実施したかについては期日調書で明らかにしているはずなので、ぜひ何らかの方法で早めにデータを取っていただきたい。

(遠藤家庭局第二課長)

- 確かにウェブ会議の利用は広まっており、当事者からも、利便性の向上に資しているという御意見をいただいているところなので、何らかの形で実情を把握できるか更に検討をさせていただきたい。

(山本座長)

- 今の山田委員の御指摘は大変重要である。家庭局のみならず民事局もそうだと思うが、争点整理手続等がウェブ会議で行われるようになって、日程調整等が比較的容易にできるようになったとの指摘がされており、統計的にそれが裏付けられていくには、データが必要であると思われる。また今後、全体的にデジタル化が進んでいく中での統計の取り方の問題も出てくるかと思われる。そして、ざっくりと審理期間を期日回数で割るようなデータの取り方よりも、もう少し個別具体的な審理期間のデータを取っていくということも徐々に可能になっていけるように、裁判所全体で引き続き工夫していただきたい。

(8) 家事情実調査について

ア 事務総局からの説明

遠藤家庭局第二課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告書案の

記述を改めるなどしたことが説明された。

イ 意見交換

(高取委員)

- 報告書案の「今後に向けての検討」のところで、期日間隔の短縮に向けた取組を強化し始めた時期が令和6年の半ば頃と記載しているが、これが先ほどの統計の取り始めとリンクしているということか。

(遠藤家庭局第二課長)

- 御指摘のとおりである。そのような形で統計を取り始めて、その結果を図9にしたものである。

(高取委員)

- そうであれば、「今後に向けての検討」の内容を図9とリンクさせて記載するなど、記載ぶりを検討されたい。

(遠藤家庭局第二課長)

- 御指摘を踏まえて検討をさせていただきたい。

(9) 巻頭言、概要及びその他について

ア 事務総局からの説明

綿引総務局企画官から、巻頭言の説明に加え、巻頭言の後に、本報告書の概要をポンチ絵にまとめたものを掲載予定であることなどの説明がされた。

イ 意見交換

(畑中委員)

- 報告書案にある刑事のポンチ絵のうち「証拠開示や統合捜査報告書の作成等が円滑に進められていない現状を改善する必要がある。」との記載について、この冒頭に「当事者間でのコミュニケーション不足等により」といった文言を付け加えるとより分かりやすくなり、かつ、検証検討会での議論に即していると思われる。また、その後の「今後に向けた検討」との接続を考えても、付け加えた方が良いと思われる。

(川瀬刑事局第一課長)

- このポンチ絵は、報告書案の「検証検討会での議論」をまとめたものであり、ここでは、「当事者間のコミュニケーション不足等の問題によって円滑に進められていない現状にあることから」と記載されているため、今の御指摘を踏まえた形で、ポンチ絵にも表現できるように検討をさせていただきたい。

(奥山委員)

- 迅速化検証の目的には、「充実化」も入っていたと思うが、ポンチ絵には、争点整理の充実化が記載されているのに、巻頭言である「はじめに」には「充実化」があまり記載されておらず、この検証検討会の目的に入っていないかということになりかねない。「はじめに」でもよいし、どこかに迅速化検証の目的として「充実化」を入れられないか。

(出井委員)

- これまでも、検証検討会の中で何回か申し上げてきたが、今改めて奥山委員からも御指摘があったので、申し上げておきたい。「充実化」をこの記述の中のどこに入れるのかは難しい問題であるが、ただ迅速化法自体が、第一審の手続はできるだけ短い間に終局させるということと同時に、それは充実した手続を実施すること並びにそれを支える制度及び態勢の整備を図ることにより行われるものとするとしている。そのため、「はじめに」のところに法律を入れ込むのはなかなか難しいのかもしれないが、奥山委員が御指摘の充実化の観点はずばり記載していただきたい。そして、これはもう十分にこの場で共有されていることではあるが、やはり充実した適正で公平な手続で裁判を行うということがあくまでも迅速化の前提であって、それらを犠牲にして迅速化というのは本末転倒であり、そこからの誤解がないように、「はじめに」あるいは違う場所でもいいので、ぜひ、このことを盛り込んでいただきたい。

(長田総括参事官)

- 出井委員から御指摘いただいた、裁判手続の充実化、公平さの担保、更には態勢の整備が根底にあるという御指摘についてはそのとおりであり、報告書案のそれぞれの部分での記載ぶりは、この御指摘を踏まえたものと認識しているが、巻頭言である「はじめに」の中でよりそのことを明らかにするために、どのような記載ぶりにするかは今後検討させていただきたい。

(山本座長)

- ぜひ、そのような形で検討されたい。

(出井委員)

- 報告書案全体に対する話というより、今回の検証あるいは今後の検証に向けてお話しさせていただく。民事のデジタル化のところに「民事訴訟手続を抜本的に見直す契機に」という記載があるが、これは民事だけにとどまらない話だと思われる。ここ10年か15年くらいで、社会におけるコミュニケーションのあり方、更には情報の存在形式あるいは処理方法、処理形態、これらが社会で変わってきており、コロナ禍で加速した面もあるものの、根本的な流れはもっと深いところにあると思う。そして、裁判は、社会に起こる事実を対象として紛争の解決にあたる営みなので、当然その変化による影響を受けざるを得ない。それは、単に審理手続の効率化というだけではなく、やはり中身が変わってきている可能性があるかと私ども司法に携わる者は肝に銘じなければいけないと思っており、おそらく司法全体、裁判所、弁護士、それから検察庁、全てにおいて、その取組はまだ始まったばかりであるという認識である。今回のデジタル化のコラムの中では、色々な手続段階で、ウェブ会議、デジタルツールを使うことの実例が紹介され、家事調停をウェブで行うことに何か問題があるのかという観点についても詳しく述べられているが、もう少し実例を積み重ねて検証を続

ける必要がある。家事の関係では、調査官調査をウェブで行うことができるのかについても、4庁くらいで調査が行われて、それほど問題ではなかったという結果が出ていたが、例えば、調査官調査については、同じ空間を共有して呼吸が分かるところでやるのが本則ではないかという面もあるので、そこについても、もう少し実例を積み重ねて検証を続けていかなければいけないと思われる。それから、争点整理等については、民事、家事、人訴を含めて、かなりの程度をウェブベースでやれるのではないか。もちろんひざ詰めで詰めた方が良いところもあるかと思われるが、多くの事例では、かなりの部分をウェブ会議でできるのではないかという感触がある。今後、民事あるいは刑事において、証人尋問や専門家の意見聴取を本当にウェブ会議でできるのかどうかということが問われてくるだろうが、私が携わっている国際仲裁の分野では、専門家証人の意見聴取についてはかなり前の段階、コロナ禍の前から、ウェブ会議システムを用いて行ったり、場合によっては電話会議で行っていたこともある。ただ、事実証人のクリティカルな尋問をウェブ会議で行うことについては、果たしてどうなのかという議論が今でもあり、おそらく今後は民事及び刑事の裁判で実務上問われてくることになるかと思われる。

そして、デジタル化との関係でもう1点申し上げておくと、刑事では、社会におけるデジタル証拠・客観証拠がかなり多くなってきているという指摘があった。この問題は、刑事にとどまらず、民事でも同じ問題があるかと思われる。画像データや、会議を録音したそのままの音声データ、取調べの全過程もそのまま映像データで提出されることがあり、また、e-mail、SNSにおける膨大な量のメッセージ等が出てくることもある。契約の交渉過程の修正記録が入ったものが全部出てくることもある。これらの証拠や情報を果たして裁判の営みでどうやって取り上げて処理していくのか、事実認定に供していくのかということが、おそらく、これが

ら我々実務家に問われることであると思われる。この問題は、この検討会で扱う話ではないものの、今回のデジタル化のコラムや、特に刑事での実情調査あるいは検証検討会での議論をお聞きしていて、民事、刑事、家事の色々なところで、これから我々が直面することだろうと思ったところである。

(奥山委員)

- 実情調査を通じた感想であるが、自分の専門分野が建築関係のため、実情調査に行くといつも庁舎の構造や見た目等に着目するが、これは良い庁舎だなと思うこともあれば、この庁舎はもう少し改善すべきと思うこともある。それで、ある2つの庁舎について感想を述べるが、1つは、古い建物の庁舎だったのだが、そこは、上手く改装してあり、お子さんを遊ばせられるように、面会室のようなマジックミラーの部屋ではなく、中庭に面したオープンなスペースになっていた。そのような造りであったので、親御さんもお子さんも、そんなにプレッシャーを感じることなく時間を過ごせるのではないかと、新築ではないのに上手く改装できており、こういう造りが浸透すると良いなと感心したものである。このように工夫された良い庁舎がある一方で、庁舎の構造や見た目等につきもう少し改善すべきと思われる庁舎も見受けられた。今後庁舎を新築・改築等する際には、仮設庁舎の仕様も含めて十分に考慮されるべきである。庁舎を利用する地域の市民のことも考え、予算繰り等をきちんとやらないといけないのではないかと。やはり迅速化ということも含め、その庁舎で働いている職員の感情や、利用される方々をないがしろにしないようにしなくてはならない。欧米では、わが街の裁判所というのは、行く、行かないに関わらず、その街の1つのステータスであり、市民はそれを誇りに思うという面がある。このような問題は、ひいては迅速化につながるのではないかと考えており、そういうことも含めて、この検討会で提言していきたいと考えている。

(山本座長)

- 奥山委員の御指摘は、我々では気付きにくい視点での重要な御指摘かと思われる。

(原委員)

- 先ほどの出井委員の御発言に触発されて意見を申し述べる。客観証拠の増加によって色々なことが変わってくるということが、この実情調査においても判明したところであるが、SNS等のメッセージのやり取りが携帯電話から復元され、あるいは、膨大な量の防犯カメラの映像が捜査によって集められてきて、みんなで見るということになると、準備に時間がかかり、また、裁判のときに調べるのにも時間がかかるという量的な問題に加えて、質的な変容のようなことが起こるのではないかということも念頭に置かなければいけないと思っていたところである。また、そこで思い出されたことは、裁判員裁判の振り返りの会にオブザーバーとして参加した弁護士から弁護士会の会合で報告を受けた際に、ある裁判長が、外国人の密輸事件の裁判員裁判の感想として、大量にある外国語の短いメッセージを日本語に訳したものをみんなで読み解くことに注力する裁判というのは、口頭主義が重視されるべき裁判員裁判の本来の在り方ではないのではないかという違和感があると述べていたと聞き、示唆に富む御感想だと感じたことである。今後、特に刑事の関係では、このような裁判自体の変容を念頭に置いて、迅速化の件も取り組む必要があると思われる。

(出井委員)

- 実情調査について、いくつか申し上げる。実情調査については、1クール中に2か所行うということで今までやってきており、実情調査それ自体は価値がある調査であり、私にとっても興味深いものである。その上で、若干気になっていることとしては、報告書で公表される実情調査の結果というものが、その調査をした庁だけの実態であると受け止めないといけな

いのであろうが、どうしても裁判所の全体像を表しているかのように受け止められてしまわないか、という点である。あるいは、全国的に見ても標準的な庁を取り上げて、全体とそう乖離していない庁を実情調査の結果としているのか、全体像との関係でどうなのかというところである。なお今回の民事実情調査の対象庁は、先進的な取組をしている庁であり、この庁の取組は平均的なものではないという留保が付けられていたが、他には特段このような留保もない。いくつかの庁でヒアリングを行い、併せて、同じ項目について全国で実態調査を行えば、全体像の中でその庁がどういう位置づけになるのかということが分かるであろうが、この方式は、ロジが大変であるし、また、最高裁が行う検証なので、裁判の独立という観点から、どこまでこれを最高裁が調査でき、することが適当なのかという問題があって、なかなか難しいものであることは重々承知している。しかしながら、実情調査は全体像を表すものなのかどうかという問題は、いつも弁護士会で議論になるため、そこを今後、実情調査のやり方、あるいは調査先の選定、更には調査結果の示し方、その辺りで何らかの工夫ができないかと思うところである。

そして、これまで、公判前整理手続や、争点整理手続や、調停といった手続に表れてきたところに焦点を当てて検証を行い、実情調査を行ってきたところであり、これは重要なことであるが、これまでの検証にも一部表れてきたように、手続に表れる前の部分、例えば、刑事では、証拠開示が検察庁、弁護人にとって、どれくらい大変なのか、どういう点につき手間がかかるのかといった問題、民事では、相手方が持っている情報にどれだけアクセスできるのかといった問題がある。民事では、現在、商事法務の証拠法制研究会で当事者照会制度の拡充や、早期開示手続の導入、秘密保護措置の問題、それから文書開示義務の範囲の見直しといった課題が検討されているが、これら訴訟に出る前の準備段階についても検証の対象にで

きないかどうかということも検討されたい。また、この検討会で扱うということではないが、民事判決情報のオープンデータベース化が法制化されるため、これを契機に、判決書の形式あるいは何を盛り込むかということもおそらく変わってくることになるのではないかとと思われる。

最後に、社会の色々なところで人工知能 A I を使うという話が出てきており、司法の営みにおいても、A I を使うということが不可避になろうかと思われる。既に弁護士サイドでは色々な使い方がされているところであるが、裁判官がそれを使うということについては、弁護士会には色々な意見があり、弁護士が使うのは構わないが、裁判官が使うのはどうか、使うことについては慎重であるべきという意見も出ているところである。おそらくこれは今後避けては通れない問題だと思われるので、検討会で扱うのは難しいと思われるが、オープンな中でも冷静な議論が必要になってくると思われる。

5 今後の予定について

本日の議論を踏まえた報告書案の修正については座長及び事務局に一任することとされた。

事務局から、第 11 回検証結果の公表は 7 月中下旬頃に行う予定であることが説明された。また、次回の検討会は 10 月 2 日午前 10 時から 2 時間程度開催することとし、第 12 クールの検証の方向性等について意見交換することが確認された。

(以 上)